

議案第106号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

国民健康保険財政 調整基金	国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための 資金に充てる。
------------------	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための資金に充てるための基金を設置するため、この条例を制定するものである。